

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

人と自然が共に輝く魅力あふれるふるさとづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県、小鹿野町

3 地域再生計画の区域

埼玉県秩父郡小鹿野町の全域

4 地域再生計画の目標

小鹿野町は、都心から 80 k m 圏域の埼玉県北西部に位置しており、秩父多摩甲斐国立公園に属する日本百名山の両神山、日本の滝百選の丸神の滝、平成の名水百選の毘沙門水を有し、四季折々には美しい花々や新緑、紅葉に彩られる。また、地質学発祥の地として日本ジオパークに認定されたジオパーク秩父の一部を構成する国内有数の自然観光資源があり、秩父札所観音霊場、県指定無形民族文化財の小鹿野歌舞伎、年間を通じ各地で催される祭や神楽など伝統芸能の継承等、魅力的な人文資源にも恵まれた歴史と文化の息づく町である。

平成 22 年国勢調査における人口は、昭和 60 年の数値と比較した 25 年間の推移では、全国 5.8%・埼玉県 22.7%の増加であったのに対し、当町は 16,118 人から 13,436 人と 16.6%減少し、うち生産年齢人口は 10,166 人から 7,849 人と 22.8%減少した。高齢化率については、全国平均 23.1%・埼玉県 20.7%であるのに対し、29.4%と格段に高く、少子高齢化・過疎化の進行が著しい。また、人口減少に伴い就業人口も 7,996 人から 6,344 人に減少、うち第 1 次産業従事者が 1,329 人から 448 人と 3 分の 1 に激減し、第 2 次産業従事者についても 3,739 人から 2,466 人と 3 分の 2 に減少、一方、第 3 次産業従事者は産業構造の変化等の影響から 2,928 人から 3,430 人に増加した。

当町の交通網は、鉄道路線が無かったことにより、旧来から町域を東西に走る国道 299 号が都市部や他の地域とを結ぶ主要道路となっており、同路線に県道及び主要町道が接続する形で幹線道路網を形成している。また、町域が秩父山地の中央部に位置する中山間地であり、市街地からの道路が川沿いに点在する集落へと放射状に伸びているため、自家用車が主な交通移動手段となっており、ほかに町営・民営の路線バスやデマンドタクシー等が利用されている状況である。このようなことから、今後も当地域にとって道路、橋梁等の未整備箇所等の改善や公共交通手段の利便性の向上を図っていくことが重要な課題である。

当町の森林面積は、現在でも町域の 8 割以上を占めており、かつて林業は、養蚕業と並んで地域の重要産業であったが、輸入材の増加等による木材需要の長期低迷は、人口減少や高齢化と相まって林業従事者の減少など林業離れを招き、除間伐や下刈等山林管理が適正に実施できない状態が続いている。

こうした状況の中、当町では都市部に近いというメリットを生かし、山林や観光施設、市街地など観光スポット等の整備を進め、様々な資源を生かしながら観光来訪者の誘導促進や交流人口の増加を図ることにより、地域の活性化や活力再生に関する取組を推進している。また、自然環境など地域の魅力を維持しながら林道の整備を推進し、間伐等の実施による良好な森林資源・景観の保全に努めてきた。主要道路である国道 299 号や、県道を補完する町道、林道の整備推進による都市部などとのアクセスや利便性の向上を図る施策により、交流人口も徐々に増加している。

今後も、市街地、郊外、山間地や観光スポットとのネットワーク化を進め、住民の日常生活や観光来訪者の利便性を向上させるとともに、災害時等における集落孤立防止や輸送路の改善による防災・減災を図り、合わせて林道整備による山林へのアクセス向上により適正な山林管理、林産業の効率化・振興を促進する。

こうしたことにより、「人と自然が共に輝く魅力あふれるふるさと」の実現を目指す。

(目標 1) 町道整備による観光資源の有効活用による小鹿野町地域の交流人口の増加
(観光入込者数)

実績	中間目標	最終目標
29.1 万人 (平成 25 年)	→ 30.5 万人 (平成 29 年)	→ 32.0 万人 (平成 31 年)

(目標 2) 林道整備による林業振興と地域環境の改善 (間伐面積)

平成 22～26 年度	5 年間の実績見込み	716ha
平成 27～29 年度	3 年間の中間目標	450ha
平成 27～31 年度	5 年間の最終目標	750ha

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

小鹿野町は、都市部の近郊に位置しながら、恵まれた自然環境に親しめる魅力的な特徴を有しており、そうした利点を生かし、秩父地域全体の観光連携等も図りながら、観光スポットの整備や様々なイベント開催等のソフト事業の実施や周辺地域、都市部等との移住・交流を促進するため、利便性の向上となる町道、林道等の交通網の整備を推進する。

こうした交通網の整備推進は、災害時その他の緊急事態に備える危機管理体制の整備として、また、林産業の振興や貴重な森林資源・景観の適正な保全に直接つながる基盤整備であり、住民や林業従事者、観光来訪者の安全・安心、快適性の向上を図るものである。

これらの事業を有機的に推進することにより、「人と自然が共に輝く魅力あふれるふるさとづくり」の実現が期待される。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金【A3001】

① 町道：道路法に規定する町道に認定済み。

・町道 99 号線		昭和 62 年 3 月 12 日
・大胡桃(オウゴン)橋	町道両神 9 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・煤田(スダ)橋	町道両神 18 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・大堤(オヅツミ)橋	町道両神 21 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・白水橋	町道 39 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・坂戸(バンド)橋	町道両神 53 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・風殿(フット)橋	町道 160 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・荻平橋	町道 209 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・藤芝橋	町道 213 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・関口橋	町道 234 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・上川端橋	町道 236 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・八重川橋	町道 252 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・落合橋	町道 267 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・コモカイ橋	町道 273 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・飯田橋	町道 331 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・皆本橋	町道 358 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・間日影(マヒカゲ)橋	町道 367 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・日向橋	町道 380 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・小菅橋	町道 431 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・栃屋橋	町道 432 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・新井橋	町道 434 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・馬上(モエ)第 2 橋	町道 451 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・八谷(ヤハ)第 1 橋	町道 458 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・長沢(チョウザワ)下橋	町道 466 号線	昭和 62 年 3 月 12 日
・薄(ススキ)大橋	町道両神 3 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・黒橋	町道両神 6 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・中郷橋	町道両神 7 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・東(アスマ)橋	町道両神 1115 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・平和橋	町道両神 1121 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・常木橋	町道両神 1123 号線	昭和 62 年 4 月 1 日
・浦島橋	町道両神 1180 号線	平成 1 年 4 月 1 日
・馬上第 1 橋	町道 474 号線	平成 8 年 3 月 26 日
・強矢(スヤ)上橋	町道 476 号線	平成 8 年 3 月 26 日
・綾橋	町道 178 号線	平成 9 年 3 月 25 日
・弁天橋	町道 480 号線	平成 9 年 12 月 17 日
・根古屋(ネコヤ)橋	町道 481 号線	平成 9 年 12 月 17 日
・柳平橋	町道 704 号線	平成 9 年 12 月 18 日
・風殿大橋	町道 192 号線	平成 10 年 12 月 10 日

② 林道：埼玉地域森林計画（平成 24 年 12 月策定）に路線を記載

- ・御岳(ミタケ)山 2 号線
- ・八日見(ヨウカミ)線
- ・金山志賀坂線
- ・芽ノ坂峠線
- ・西秩父線
- ・皆本沼里(ミナトヌリ)線
- ・日蔭入(ヒカゲイリ)支線

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・町道（小鹿野町） 小鹿野町
- ・林道（小鹿野町） 埼玉県、小鹿野町

[事業期間]

- ・町道（平成 27 年度から 31 年度）
- ・林道（平成 27 年度から 31 年度）

[整備量及び事業費]

- ・町道 2.0 k m
 - ・林道 5.5 k m（県営 4.7 k m、町営 0.8 k m）
- 総事業費 808,000 千円（うち交付金 400,000 千円）
- ・町道 354,000 千円（うち交付金 177,000 千円）
 - ・林道 454,000 千円（うち交付金 223,000 千円）
- うち県営 430,000 千円（うち交付金 215,000 千円）、町営 24,000 千円（うち交付金 8,000 千円）

5—4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「人と自然が共に輝く魅力あふれるふるさとづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5—4—1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5—4—2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5—4—3 支援措置によらない独自の取組

(1) 既存施設の拡充

内 容 小鹿野町は、“花と歌舞伎と名水の町”として「国民宿舎両神(リョウカミ)荘」、「両神温泉薬師の湯」、「尾ノ内自然ふれあい館」、「観光交流館」などの整備を進めてきた。今後もそれらハードを活用したイベント等を積極的に開催し、交流人口の増加を図

る。また、両神山、二子山、四阿屋(アスマヤ)山をはじめとした山岳の自然保護や登山道の整備により、アウトドア・自然回帰ブームの時節を捉えた登山客等の来訪をさらに促進する。

関東圏最大のダリア植栽を誇る「両神山麓花の郷」、国内有数規模の節分草自生地である「堂上(ドウジヨウ)のセツブンソウ園」をはじめとして、ハナショウブやフクジュソウなどの花の園地の植栽充実や環境整備を推進する。

また当町には、日本ジオパークに認定された「ジオパークちちぶ」を構成する世界的にも貴重な「ようばけ」や「犬木の不整合」などの地質資源や秩父札所観音霊場といった、いわゆる“ジオスポット”が点在する。こうした資源等の適正な保全を図りながら、観光来訪者等の利便性・快適性向上のための施設の充実に努める。(小鹿野町単独事業)

実施主体 小鹿野町
実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(2) イベントの開催

内 容 年間を通して積極的にPRを実施しながら様々なイベントを開催し、観光来訪者の増加につながるよう創意工夫する。下記以外にも各地域・各施設等で多彩な催事を開催する。(小鹿野町単独事業)

実施主体 小鹿野町
実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

- ・ 1 月 尾ノ内氷柱交流会
- ・ 2 月 福寿草まつり
- ・ 3 月 節分草まつり
- ・ 4 月 両神山・二子山開山式
- ・ 5 月 尾ノ内溪谷新緑まつり
- ・ 6 月 花ショウブまつり
- ・ 8 月 スターライトフェスティバル、赤平川花火大会
- ・ 9 月 両神山麓花の郷ダリア園まつり
- ・ 10 月 両神山・尾ノ内溪谷の紅葉まつり
- ・ 11 月 ふるさとまつり、郷土芸能祭、長若(カガカ)自然休養村まつり

(3) PRの実施

内 容 観光スポットの紹介やイベント開催等について、町ホームページへの掲載、パンフレット、ポスター、カレンダーの作成や催事におけるPR活動、また、町外で開催される様々なイベントへの参加時や駅等におけるPR活動、町営バスを活用したPRや利用者へのパンフレット配付などにより、町の魅力を積極的に発信する。(小鹿野町単独事業)

実施主体 小鹿野町
 実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

(4) 間伐の推進と森林の機能・景観の保全

内 容 小鹿野町森林整備計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準により、間伐を計画的かつ適正に推進する。これにより、森林の土壌を健全に保ち、水源涵養機能の維持増進、病虫害や風雪害に対して抵抗性の高い健全な木材の生育を図り、景観の保全とともに間伐材の利用や有害鳥獣対策にも繋げる。(小鹿野町単独事業)

実施主体 小鹿野町
 実施期間 平成 27 年 4 月～平成 32 年 3 月

5-5 計画期間

平成 27 年度～平成 31 年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に埼玉県秩父郡小鹿野町が必要な調査を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、小鹿野町の観光入込客数実績データ及び間伐実施実績データ等を用い、中間評価及び事後評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	基準年度	中間年度	最終目標
目標 1 観光入込者数の増加	平成 25 年度 29.1 万人	平成 29 年度 30.5 万人	平成 31 年度 32.0 万人
目標 2 間伐面積の増加	平成 22～26 年度 716ha	平成 27～29 年度 450ha	平成 27～31 年度 750ha

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
観光入込者数の増加	観光入込客数報告書 (小鹿野町集計)
間伐面積の増加	秩父の森林・林業と統計 (埼玉県集計)

・ 目標の達成状況以外の評価を行う方法

1. 事業の進捗状況

町道及び林道個々の施設整備について、毎年度進捗状況調査を行い、事業が計画に沿った事業量及び事業費で計画的に行われているか評価する。

計画期間中においては、必要に応じた事業内容の見直しを行うため、事業実施主体において整備状況等に関する評価・検討を実施する。

2. 総合的な評価や今後の方針

6-2で示した目標の達成状況及び事業の進捗状況から総合的に評価を行い、「人と自然がともに輝く魅力あふれるふるさとづくり」の実現が図られているか検証する。また、総合的な評価に基づき、今後の地域再生全般並びに町道及び林道に係る整備方針の検討を行う。

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット(埼玉県及び小鹿野町のホームページ)の利用により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし